

講演会

まちづくりと住民

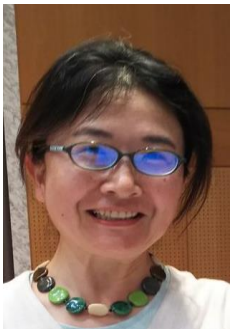
～羽村市の場合～



総事業費 370 億円、1000 戸の家屋取り壊し、という羽村市の計画。それは駅前から徒歩 15 分圏内の街並みをすべて変えてしまう巨大公共事業。この計画に対して東京地裁では今年 2 月、資金計画が非現実的として「取り消し」の判決が出されました。

裁判に関わった山本弁護士をお呼びして、今日の開発事業のありかた、まちづくりにおける行政と住民との関係など、みんなで考えてみたいと思います。どうぞお出かけください。

おはなし 山本 志都 (やまもと しづ) さん



弁護士。墨東弁護士事務所。東京弁護士会所属。
1966 年生まれ、2002 年から弁護士に。2009 年下町で独立。労働事件、特に非正規公務員の官製ワーキングプア問題や家事事件を中心に受任するマチベン。東京オリパラを名目とした明治公園の廃園をめぐる国家賠償請求事件、部落の地名リストをネット上に公開している「鳥取ループ」に関する事件はホットな話題に。

立川テント村事件、狭山再審事件、渋谷暴動事件などの刑事事件も。戦前の治安維持法弾圧の「横浜事件」・刑務官の暴力事件・安保法制違憲・労組へのガサなどに関する国賠訴訟事件、労組への民事弾圧事件、土地区画整理の対象となった住民を原告とする行政訴訟、化学物質過敏症に関わる建築紛争やシックススクール事件など幅広い課題に取り組んできた。

ゲスト 羽村市住人 (予定)



上と下の写真は事業地内で撮影。羽村市民提供

2019

7月15日 祝

14:00~16:30

開場 13:30

三鷹市
市民協働センター
第二会議室

(三鷹市下連雀 4-17-23)

資料代 500 円

